

法制度委員会の経過報告ならびに今後目指すもの

日本災害復興学会 理事 法制度委員会 副委員長
山崎栄一・大分大学准教授



1. はじめに

法制度委員会は、実質的な構成メンバーが委員長の永井幸寿、副委員長の津久井進・山崎栄一の計3名で、他の委員会と比べて少ない所帯で活動をしてきた。そのため、大がかりなプロジェクトは望むべくもなく、それぞれのフィールド領域ごとの局地戦的な活動を展開せざるを得なかった。その点については、あらかじめ申し開きをしておきたい。

2. 2008年度

2008年度は、11月22日に日本災害復興学会において復興法制度セッション（座長：永井幸寿）を実施し、これまで各委員が行ってきた研究成果の報告を通じて、特に被災者支援法制にまつわる問題点や課題について言及をした。具体的には、津久井は、復興理念の明文化の試みについて、山崎（栄）は、被災者支援法制論の方向性について、永井は、災害救助法の実務の問題点について報告をした（発表内容については、日本災害復興学会2008年度学会大会予稿集を参照）。

この時点で、被災者支援法制について理念的な視点から実務的な視点にわたる包括的な検討がなされたと把握している。次のステップはそれぞれの論点をいかにして精緻化するかであった。

3. 2009年度

2009年度は、関西学院大学災害復興制度研

究所との連携で、法制度委員会からは津久井と山崎（栄）の両名の参加により、「災害復興基本法」の起案に取りかかった。結果的には、もっとも理念的な部分から論点の精緻化を図ることになった。

復興基本法の起案のプロセスであるが、山中茂樹教授（関西学院大学災害復興制度研究所）と青田良介氏（ひょうご・まち・くらし研究所）の両氏がそれぞれ、災害復興に関する「七つの配慮」「三つの原則と十の留意事項」について提唱した上で、山崎（栄）がそれについての法学上の評価ならびに基本法を策定することの意義を述べ、最後に津久井氏が自身の災害復興基本法案を提示・条文解説するという、リレー方式をとった（詳細は、「災害復興基本法試案」『災害復興研究』2号を参照）。

津久井の起案した基本法は、前文、復興の目的（1条）、復興の対象（2条）、復興の主体（3条）、被災者の決定権（4条）、地方の自治（5条）、ボランティア等の自律性（6条）、コミュニティの重要性（7条）、住まいの多様性の確保（8条）、医療、福祉等の充実（9条）、経済産業活動の継続性と労働の確保（10条）、復興の手續（11条）、復興の情報（12条）、地域性等への配慮（13条）、施策の一体性、連続性、多様性（14条）、環境の整備（15条）、復興の財源（16条）、復興理念の共有と継承（17条）からなる。政策実施法として基本法という性格を有する災害対策基本法とは違い、理念法としての基本法という性格を強く有している。そし

て、憲法の原理・原則ならびに行政法の一般原則を条文中ならびにその背景に見いだすことができる。

4. 2010年度以降—今後の課題

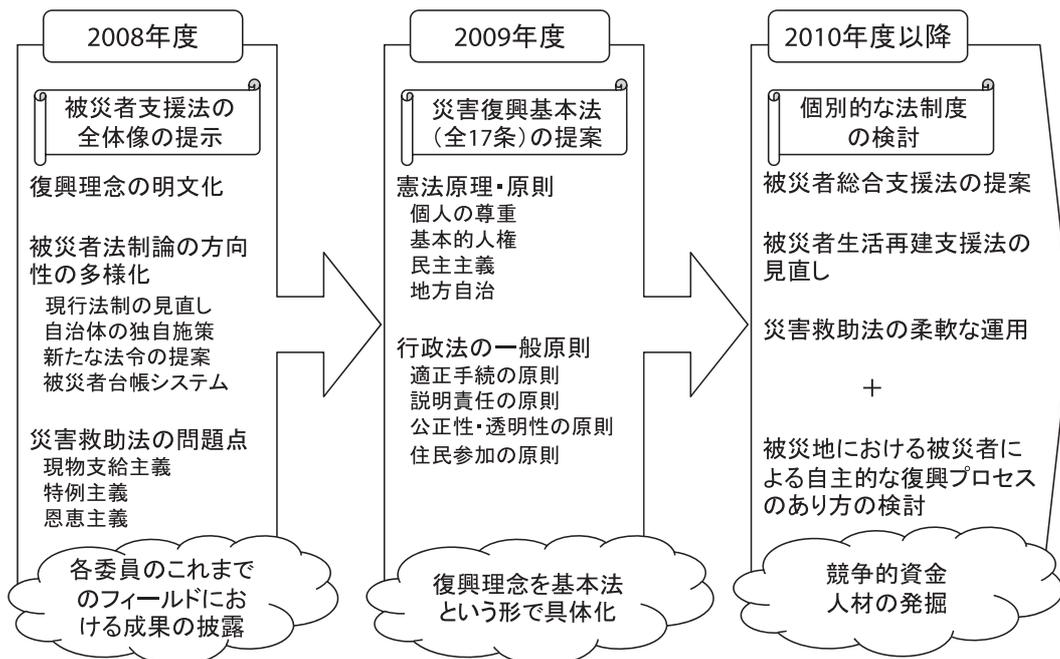
今後は、被災者支援法制については、理念法以外の実施法レベルにおける議論の精緻化を図っていく予定である。具体的には、実施法の部分を一つの法律に一括化した「被災者総合支援法」の提案、災害救助法の柔軟的運用を確保する試み、被災者生活再建支援法の見直しといった作業に取りかかりたい。

また、被災者支援という視点に加えて被災地

の復興プロセスのあり方についても着手していきたい。

このような本格的な法制度に特化した研究会やプロジェクトの立ち上げを行うには、交通費や会場費等の捻出の努力が必要であり、競争的資金の獲得を目指したい。

最後に、本委員会のアキレス腱でもある「人材不足」の解消に努めていきたい。そのためには、法学関係の学会・研究会との連携や、研究者・行政関係者・実務家などに対する呼びかけが必要であろう。法制度委員会の委員になりたいという方はぜひ、名乗りを上げていただきたい次第である。



法制度委員会の経過報告ならびに今後指すもの イメージ図